

第Ⅳ部 平成30年7月豪雨

【令和2年度分】平成30年7月豪雨に関する北九州市の支援状況 (令和3年3月31日時点)

《人的な支援》

1. 職員の中長期派遣【危機管理室】 2名

全国市長会からの要請を受け、広島県坂町へ災害復旧業務に従事する職員の中長期派遣を実施（平成30年10月1日～令和3年3月31日）

- ・用地取得関連業務（事務職）1名
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- ・住宅管理関連業務（事務職）1名
令和2年4月1日～令和3年3月31日

《その他の支援》

1. 市営住宅等の住宅提供に係る水道料金・下水道使用料免除【上下水道局】（支援終了）

一時的に避難している被災者に対し、市内の公的賃貸住宅の入居期間中の水道料金と下水道使用料を免除

参考：県営住宅の賃貸住宅無償提供に対する全額免除：令和2年12月末終了

2. 被災児童・生徒の受入【子ども家庭局・教育委員会】（継続中）

被災した児童・生徒の市立小・中学校への転入受入れ

- ・問合せは、各区役所の「子ども・家庭相談コーナー」
受入実績 八幡西区：2名

3. 義援金【保健福祉局】（令和2年6月30日終了）

- ・市役所本庁舎、各区役所・出張所（17箇所）に募金箱を設置
令和2年6月30日時点：12,496,682円
- ・本市で募集した義援金は、共同募金会を通じて、被災自治体へ配分

平成30年7月豪雨被災地への中長期派遣職員報告

	〔派遣分野、活動期間、所属名（補職名）、氏名〕	（頁）
1	<u>坂町（災害関連住宅維持管理に係る業務）</u>	49
	平成31年4月1日～令和3年3月31日 危機管理室危機管理課 伏谷 晃一	
2	<u>坂町（用地取得に係る業務）</u>	52
	平成31年4月2日～令和3年3月31日 危機管理室危機管理課 根本 晃英	

坂町での災害復旧支援について（2年目）

派遣先	坂町 建設部 産業建設課
所属	危機管理室危機管理課
氏名	伏谷 晃一
活動期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日

1 現地での業務

令和2年度は、応急仮設住宅の供給延長に係る広島県住宅課との連絡調整や住宅維持管理業務と災害救助法が適用される被災住宅の応急修理業務の執行管理を行いました。

坂町では、被災者救済策として応急仮設住宅が、町内の公園用地を利用して3箇所建設されました。平成ヶ浜中央公園に第1期58戸、第2期21戸、さか・なぎさ公園に6戸、平成ヶ浜東公園に13戸計98戸が建設され、豪雨災害が発生した平成30年7月5日から3か月を経ずして完成しました。

平成30年10月1日から順次、避難所等に一時避難していた被災町民の方々が入居されました。

令和2年7月末には、応急仮設住宅の避難者のほとんどが自宅再建や災害復興住宅に入居するなど自立再建を果たしています。

令和3年1月現在、応急建設仮設住宅には、平成ヶ浜東公園仮設を残し全て解体撤去され、砂防ダム等の公共工事の遅れから被災した地での再建が果たせていない4世帯が残られています。

2 現地での活動経過

応急仮設住宅の供給延長による広島県との連絡調整、応急仮設住宅の維持管理業務を行うとともに災害救助法が適用となる被災住宅の応急修理を担当しています。

応急仮設住宅の供給延長は、国への状況説明と延長承認を必要とすることから砂防工事や護岸整備事業の進捗状況を建設部門と情報共有し、説明資料の作成を行い広島県と協働しています。

応急修理については災害発生から2年5か月を経過することから申請期限を令和2年12月28日として最終の広報をし、適用物件でありながら未申請の被災住宅がないか地区住民協議会や地域支援センターと連携し、申請を促した結果、最終的に3件の応急修理申請がありました。

令和2年度末には応急修理事業自体の予算措置が終了しますので工事が完了し、補助金の支払いまで遺漏のないよう努めました。

3 業務に関する困難点、改善点

応急修理に関わって感じたことですが、応急修理で補完できる工事種類の理解が説明書だけでは難解なため、申請者、施工業者に応急修理を効率的に利用してもらえよう説明することに心がけました。

また応急仮設住宅については、4戸の避難世帯が被災前の生活にもどれるようにサポートするとともに、それまでの期間、安心して過ごせるように注力していきたいと思います。

4 活動を通じて印象に残ったこと

被災された町民の皆さんの懸命の努力と復興するという強い意志で坂町は、被災以前の姿に戻りつつありますが全てが元どおりになることは難しいのではないかと感じています。高齢化が進む中、再建する資力がなく慣れ親しんだ町を離れる方もいます。

坂町では、そうした町民に安心安全な住環境を提供するため、町内に災害公営住宅を85戸整備しました。豪雨災害からこの短期間で住宅事業を完了したことはひとえに吉田町長を中心にした坂町職員の健闘の成果だと思っています。

まだまだ町内の河川、道路インフラは整備途中ですが、必ず復興することでしょう。災害発生から一時期に坂町復興に携わった者として近い将来にもう一度、坂町を訪れ、自分の目で坂町復興の姿を確認したいと思っています。

5 北九州市の防災に必要なこと

頻発する台風や豪雨予報の度に避難指示等が発出されます。令和元年から発生した新型コロナ禍で避難所でのソーシャルディスタンスが求められることによる収容人員の減少は、自治体の避難所確保に大きな障害となっているところですが新たな試みとして大型ショッピングセンターや公園の駐車場などを利用した自家用車での避難が試されています。そうした避難所では、電源、トイレなどの設備が十分に提供できないことが問題となっています。

最小限必要となる資材の整備が求められますが、北九州市内の事業者が開発したトイレカーや非常電源の整備を考慮することも必要ではないでしょうか。

災害は、いつでも起こりえます。砂防ダムや護岸整備のハード面と並行して人間に寄り添うソフト面の整備も進めていく必要があると思います。

解体・復旧される平成ヶ浜中央公園応急仮設住宅跡



供給延長で集約された平成ヶ浜東公園応急仮設住宅



坂町復興支援 2 年間を終えて

派遣先 坂町 建設部 産業建設課
所属 危機管理室危機管理課
氏名 根本 晃英
活動期間 平成 31 年 4 月 2 日～令和 3 年 3 月 31 日

1 はじめに

平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害に伴う坂町応援として、平成 31 年 4 月から丸 2 年が過ぎようとしています。

坂町の復興については、【災害に強いまちづくり】として、町長が先頭に立ち、職員が一丸となり、日々奮闘している状況です。

現在では各河川の上流には堰堤が設けられ、災害に強い町づくりとして町から街へと、新たな坂町として日々進化しております。

2 災害当初から現在までの復旧・復興状況

① 災害当時の各自治体からの支援活動

平成 30 年 7 月災害当時は、各自治体より数多くの支援物資や職員応援を受け、被災された町民方々への心のケアや支援活動、併せて被災した家屋の調査から罹災証明書の発行、税控除の手続き等あらゆる面での町民が抱える不安等の払しょくに向けた対応を取って頂き、支援業務終了後には、各々の職場へと戻られました。

② 被災者自立再生に向けた対応

被災者の自立再生として、仮設住宅から災害公営住宅の早期提供

○災害公営住宅の建設

- ・各地区へ計 4 ケ所 ⇒ 令和元年度末完成
- ・全供用所帯数 85 所帯 ⇒ 令和 2 年度より供用開始
(令和 3 年 1 月現在提供数：76 室)

③ 坂町の自立再生に向けた対応（各自治体から坂町へ）

平成 30 年 7 月の災害当初は、初動対応として各自治体からの職員応援により難を乗り越え、令和元年度からは坂町の自立再生に向けた対応として、各自治体からの応援で残られた 8 名について、段階的に負荷なく坂町への業務移行とするため、令和元年度末に 5 名および令和 2 年度末に 2 名の応援を終了とし、令和 3 年度は残り 1 名の技術職の応援と共に、坂町独自対応にて進める方向であります。

○令和元年度末応援終了自治体および坂町での配属先

- ・群馬県高崎市役所（都市計画課 1 名）・神奈川県川崎市役所（税務住民課 1 名）
- ・京都府京都市役所（産業建設課 1 名）・広島県廿日市市役所（産業建設課 1 名）
- ・広島県（産業建設課 1 名） 計 5 名

○令和 2 年度末の応援終了自治体および坂町での配属先

- ・福岡県北九州市役所（産業建設課 2 名）

- 令和3年度継続自治体および坂町での配属先
 - ・神奈川県川崎市役所（産業建設課1名）

3 令和2年度坂町災害復旧に伴う現地業務

- ① 令和元年度に引き続き町道拡幅用地および新設道路用地取得の調査交渉
 - a. 狭隘道路としての町道拡幅に伴う用地交渉
（目的：避難用および生活用道路としての町道拡幅）
 - b. 坂東環状線と称した町道新設に伴う用地交渉
（目的：緊急車両の往来および行き止まり道路解消（市街地から格子状に町道が伸び、行き止まりと成っている））
- ② 用地取得に向けた問題点
 - 坂東環状線用地取得に向けた問題と対策
 - a. 不在者財産管理人手続き（家庭裁判所へ）
 - ・問題：土地名義人は相続により日本国籍の父親からアメリカで出生し、アメリカ国籍の2名の子供へ持分にて所有権を移転。居住先および生存不明
 - ・対策：不在者の戸籍等全ての調査を行い、申請待ちの状態
（事業用地取得面積が確定していないため、確定しだい正式に家庭裁判所へ不在者財産管理人の申請予定）
 - b. 事業地内の墓地取得
 - ・問題：イ. 畑や山林等の私有地や知人の墓地の空き地を購入し墓石を建立しており、分筆登記や所有権移転がされていない。
ロ. 公営墓地等が無くお墓の移転先がない。
 - ・対策：イ. 分筆登記および所有権移転登記依頼
ロ. 墓地として使用可能箇所および墓所内空き情報の提供

4 今後の課題

- ① 坂東環状線の墓地契約に向けて
 - ・土地名義人が既に他界し所有権移転がされていない筆が多く、各地権者の相続調査や相続意思確認を行い、遺産分割協議書作成の支援が必要
 - ・墓石の移転補償に伴い、契約先相手となる墓地使用者（祭祀継承者）の確認が必要。また、契約後の意義申立防止のため同確認書への署名・押印が必要

5 坂町の復興状況

- ① 坂町の復興状況として、災害公営住宅を4か所設置し令和2年3月中に完成し、4月より随時入居中
- ② 砂防堰堤について、町内に国が3基、県が13基を設置予定であり、日々建設は進んでいるが、現在の未完成砂防堰堤は県の砂防堰堤9基
- ③ 総頭川や天地川沿いの張出し歩道の工事については、現在、総頭川上流より随時工事中

6 最後に

広島県坂町の復興支援業務は令和2年度末にて終了となりますが、坂町の復旧・復興は未だ道半ばであります。今回、北九州市役所を通じ、坂町の災害復旧・復興支援業務に携われたことで、私自身数多くの事を学ぶことができました。

今回得たこの経験を必ずや活かし、今後の業務に反映したいと思っております。

最後に、私自身坂町復興の一助としてお役に立てたかは分かりませんが、今後の更なる坂町の発展・繁栄を期待し、今回この業務にてお世話に成りました北九州市役所危機管理室危機管理課の皆様をはじめとする数多くの職員の方々および坂町職員並びに坂町民の皆様方へ、この書面をお借りし厚く御礼を申し上げます。2年間大変お世話になり本当にありがとうございました。



【被災した宅地（水路右側）の一部を町道拡幅用地として譲り受けて復旧】



【張出歩道復旧状況】



【復興住宅全貌手前は集会所】



【総頭川上流砂防堰堤全貌】



【砂防堰堤の新旧 手前が被災した旧堰堤、奥が新たな堰堤】



【夕日が沈む瀬戸内海 坂町より】